

令和6年2月14日

公 告

防衛医科大学校病院事務部病院運営課長

防衛医科大学校病院において、患者の利便性を確保するため、公衆電話機の設置及び経営を以下に記載する諸条件に従い募集します。

記

1 募集項目

- (1) 業 種
公衆電話機の設置及び経営
- (2) 営業場所及び委託契約期間
埼玉県所沢市並木3丁目2番地 防衛医科大学校病院（令和4年度実績6台）
契約期間：運営開始から5年間（年度更新）

2 企画競争参加者の資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有する者
- (2) 国内に同種又は類似業務の実績を有し、良好な営業を行っている者
- (3) 営業に必要な資格等を有している者

3 提出書類

- (1) 申請書
- (2) 企画提案書
- (3) 業務確約書
- (4) 戸籍抄本（法人である場合には、登記簿謄本）
- (5) 営業経歴書、財務諸表（直近のもの）
- (6) 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
- (7) 会社概要（任意様式、パンフレット可）
- (8) 印鑑証明書
- (9) 都道府県知事等の営業許可が必要な業種は、その営業許可書の写し

4 公示掲示期間

令和6年2月15日（木）～2月21日（水）

5 問い合わせ先及び仕様書の貸出、閲覧先

〒359-8513

埼玉県所沢市並木3丁目2番地

防衛医科大学校病院事務部病院運営課 上原

電話：04-2995-1511 内線3032

FAX：04-2995-0713

仕 様 書 （その1）

1 業務件名

防衛医科大学校病院における公衆電話機の設置及び経営

2 業務内容

病院内における公衆電話機の設置及び経営

3 相手方の決定

本業務を行うものについては、防衛医科大学校病院事務部病院運営課長（以下「甲」という。）が決定する。

4 国有財産の使用許可

- (1) 本業務を行う者は、物品の設置場所に係る国有財産の使用許可を得なければならない。
- (2) 国有財産の使用許可は、防衛省所管国有財産部局長北関東防衛局長（以下「乙」という。）が行う。
- (3) 次の事項に該当する場合は、使用許可を取消し、又は変更することがある。
 - ア 国が国有財産を使用するとき
 - イ 国有財産の使用許可の相手方（以下「丙」という。）が使用許可条件に違反したとき
- (4) 使用許可期間が満了したとき、又は前項により使用許可を取消された場合、丙は直ちに自己の負担で使用財産を現状に回復し、返還すること。
ただし、継続した場合は、この限りではない。また、この場合、丙は国に対し一切の補償を請求することはできない。

5 丙の資格

丙は、以下の条件を満たしていること。

- (1) 業務遂行上必要とされる関係法令及び規則等を遵守できること。
- (2) 業務の全部又は一部を第三者に委託し又は譲渡することなく遂行できること。
- (3) 国有財産使用許可書の使用条件を遵守できること。
- (4) 本仕様書（その2を含む。）の記載事項を遵守できること。

6 国有財産使用料

丙は、乙に物品の設置及び経営に係る面積に応じた国有財産使用料を支払うこと。
なお、国有財産使用料は、歳入徴収官が指定する期日までに一括納入すること。

7 業務期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日の1年間とする。

ただし、甲及び乙が必要と判断した場合は、5年を超えない期間で本件業務及び国有財産の使用許可を更新することができる。

なお、業務の開始及び終了の時期並びに物品の設置場所については、施設の状況等により変更する場合があります。また、物品の設置、撤去等に要する期間は使用許可期間に含むものとする。

8 費用負担

本業務に伴う費用は、丙の負担とする。

9 名義仕様の制限

丙は、自己の営業上の取引に関して、甲及び乙の名義を使用してはならない。

10 管理責任

- (1) 丙は、自らの責任において、物品及び使用箇所を管理し、火災、盗難の予防及び保安について常に心掛け、いかなる事故発生の場合も、甲及び乙に対し、損害の賠償その他の申立てを行わないものとする。
- (2) 丙は、従業員の身元、規律の保持、風紀及び衛生に関すること等、人事管理その他これらに関する関係諸法令の運用について、一切の責任を負わなければならない。

11 医療安全及び感染対策

丙は、医療安全及び感染対策について、医療法及びその他の法令を遵守するとともに、院内規則に従うものとする。これらについて問題が生じた場合は、速やかに医療安全推進室及び感染対策室並びに運営企画課に報告を行うものとする。

12 情報保全

- (1) 丙は、甲、乙及び担当職員（以下「甲等」という。）の与えた指示及び本業務の遂行上知り得た甲等に関する情報（書面をもって甲等が丙に提供した情報並びに施設内及びそれに準ずる場所で作業をする際に見聞又は認識した情報の一切）の保全に努め、これを本業務の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
- (2) 丙は、日本国籍を有しない者を自衛隊の施設内で勤務させないものとする。また、情報保全のために必要な処置をとらなければならない。

13 損害賠償

丙は、契約不履行の場合、その他業務に関して甲等に損害を与えた場合は、損害賠償の責を負うものとする。

14 自己都合による業務の解除

丙は、自己の都合により本業務を解除しようとするときは、3ヶ月前までに甲及び乙に通知して、甲及び乙の指示に従うものとする。

15 業務仕様

- (1) 丙は、自ら提出した企画提案書に基づき業務を適正に履行することとし、企画提案書の内容について甲の了解なく変更しないものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたっては、甲の指示に従うものとする。
- (3) 物品の設置、移設及び撤去にかかる費用は丙の負担とする。また、当該作業の実施にあたっては甲の指示に従うものとする。
- (4) 丙は、本業務に要する光熱水量の他、利用物件の維持保存のため通常必要とする修繕費、その他の経費を負担するものとする。
- (5) 事業の実施にあたっては、利用者の需要に沿う様努めるとともに、甲の指示に可能な限り従うものとする。
- (6) 営業許可が必要な事業がある場合、丙は予めその許可を取得するものとする。

- (7) 丙は、物品の瑕疵等について利用者又は甲から連絡を受けた場合、速やかに対応を行うものとする。
- (8) 丙は、売上金額を翌月10日までに、会計年度における収支計算書を翌年5月末日までに甲に提出するものとする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び細部については、必要の都度、別途協議するものとする。

16 業務の確約

丙は、甲に対し業務確約書を提出するものとする。

17 仕様の細部

仕様書（その2）のとおりとする。

18 貸付品

- (1) 貸付品の使用料は、別途調整する。
- (2) 貸付品の引渡、管理、修理及び返納に要する費用は、丙の負担によるものとする。

仕 様 書 （その2）

1 募集業種
公衆電話機の設置及び経営

2 設置場所
前年度実績に基づく協議による。
令和4年度実績

1	外来棟1階ホール
2	外来棟2階ホール
3	西棟8階
4	西棟6階
5	西棟3階
6	駐車場前電話ボックス

3 国有財産使用許可面積（令和4年度実績）

- (1) 土 地： 1. 2 1 m²
- (2) 建 物： 0. 4 0 m²
- (3) 使用料： 2, 7 1 3 円

4 電気料
電気料は、国有財産使用料とは別に徴収する。

5 営業時間
24時間稼働とする。

6 営業条件

- (1) 丙は、公衆電話機の業務委託に関する契約を電気通信事業者と締結するものとする。
- (2) 原則として、防衛医科大学校の電源を使用するものとする。
- (3) 電源を含む設置工事は、原状回復が容易な工法をとるものとする。
- (4) 通信回線、電源工事、電気メーター等の設置に係る費用は丙の負担とする。
- (5) 設置した物品の転倒防止のため、必要な措置を講じるものとする。

7 本仕様書（その1を含む。）に記載のない事項及び細部については、必要の都度、別途協議する。

「公衆電話機の設置及び経営」募集要項

令和6年2月15日

防衛医科大学校病院事務部運営支援課

募 集 要 領

1 概要

防衛医科大学校病院において、患者の利便性を確保するため、公衆電話機の設置及び経営を以下に記載する諸条件に従い募集します。

2 応募資格

次に掲げる条件を満たすものとします。

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有する者
- (2) 国内に同種又は類似業務の実績を有し、良好な営業を行っている者
- (3) 公衆電話機の業務委託に関する契約を電気通信事業者と締結できる者
- (4) その他、営業に必要な資格等を有している者

3 施設の概要

- (1) 所在地
埼玉県所沢市並木3丁目2番地
- (2) 病床数
800床（稼働病床 665床）
- (3) 1日平均入院患者数（令和4年度）
約260名
- (4) 平均在院日数（令和4年度）
ア 一般病棟 約10日
イ 精神病棟 約35日

4 委託する業務

- (1) 委託する業務
公衆電話機の設置及び経営
- (2) 設置方法
国有財産法第18条第6項及び第19条に基づく行政財産の使用許可
- (3) 設置場所及び台数
協議によりますが、令和4年度の実績は6台です。
※ 改修工事により、設置場所は変動する可能性があります。
- (4) 業務期間
令和6年4月1日から1年間とします。ただし、必要に応じ5年を超えない範囲で年度ごと更新することができます。
- (5) その他
細部については、仕様書に記載しているとおりです。

5 応募手続き等

- (1) 申請書等の提出
設置及び経営を希望する者は、下記の書類を提出してください。なお、提出された書類は返却しません。
ア 提出書類

- (ア) 申請書 1 部 (別紙様式第 1)
 - (イ) 企画提案書 1 部 (別紙様式第 2)
 - ※ 以下の事項について、必ず記載してください。
 - a 営業方針
 - b 営業要領 (営業日、営業時間、対応要領及び利用者に対する配慮・工夫を含む。)
 - c 設置機器及び通話料金
 - d 機器等の管理要領及び災害時の対応
 - e 料金収納方法
 - f クレーム、要望等への対応
 - g 安全管理方法
 - h 感染管理方法
 - i 従業員管理
 - j 会社概要
 - k その他のアピールできる事項
 - (ウ) 企画提案書附属書類 1 部
設置物品の仕様その他企画提案書の具体的資料等 (日本工業規格 A 4)
 - (エ) その他関係書類各 1 部
公募に参加する者に必要な資格を確認するため、以下の関係書類を併せて提出してください (関係書類の不備又は参加資格がないと判断された場合は、企画提案書の審査は行わず無効とする場合があります。)
 - a 業務確約書 (別紙様式第 3)
 - b 戸籍抄本 (法人である業者にあつては、登記簿謄本)
 - c 営業経歴書、財務諸表 (直近のもの)
 - d 直近の法人税又は所得税に関する納税証明書
 - e 会社概要 (任意様式、パンフレット可)
 - f 印鑑証明書
 - g 都道府県知事等の営業許可が必要な業種は、その営業許可書の写し
- (注) 防衛省競争参加資格 (全省庁統一規格) を有する者に限り、「資格決定通知書」の写しをもって、b、c 及び d に定める書類に代えることができます。

イ 提出期限

令和 6 年 2 月 26 日 (月) 17 時

(2) 応募者の失格

次のいずれかに該当する行為があつた場合は、失格とします。

- ア 提出期限までに提出書類が提出されない場合
- イ 提出書類等が募集要領に記載されている事項を満たさない場合
- ウ 提出書類等に虚偽の記載があつた場合
- エ 審査の公平性に影響を与える行為があつたと認められる場合
- オ その他、違反と認められる場合

(3) 提出書類修正の禁止

書類提出後の変更 (修正、差し替え、削除、追加等) はできません。

6 選考の方法

提出された企画提案書等に基づき、総合的審査を実施した上で業者を決定します。ただし、決定業者に辞退又は失格があつたときは、次点の者とする場合があります。また、

必要に応じてプレゼンテーションを実施する場合があります。

7 決定までのスケジュール

(1) プレゼンテーション

プレゼンテーションを実施する場合、その日程等については別途通知します。

(2) 決定通知

決定通知は令和6年2月28日（水）以降、決定業者に対し口頭で行います。

8 質疑の方法及び回答

この募集要項に関する質疑については、質疑書（別紙様式第4）により受け付けます。
質疑書は、直接持参するか、FAX又はメールで提出してください。

(1) 質疑書の受付期間

令和6年2月15日（木）～令和6年2月21日（水）

受付時間は9時から17時までとします。

(2) 質疑書への回答

FAX又はメールにより応募者全員に行います。

9 申請書及び質疑書の提出場所

〒359-8513

埼玉県所沢市並木3丁目2番地

防衛医科大学校病院事務部病院運営課 上原

電話 04-2995-1511（内線3032）

FAX 04-2995-0633

E-mail hos006@ndmc.ac.jp

10 その他

応募、審査及び契約手続きに関し、応募者が要する費用については、すべて応募者の負担とします。

申 請 書

令和 年 月 日

防衛医科大学校病院事務部病院運営課長 殿

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

担当者氏名：

電 話：

F A X：

E-mail：

埼玉県所沢市並木3丁目2番地に所在する防衛医科大学校病院において、公衆電話機を設置し、経営を行うことについて希望するので申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

※ 商号、代表者及び担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

企 画 提 案 書

会社名：

公衆電話機の設置及び経営	
1	営業方針 防衛医科大学校病院において公衆電話機を設置経営する際の営業方針
2	営業要領（営業日、営業時間、対応要領及び利用者に対する配慮・工夫を含む。）
3	設置機器及び通話料金
4	機器等の管理要領及び災害時の対応
5	料金収納方法
6	クレーム、要望等への対応 ・クレームが発生した場合の対応 ・トラブル・事故が発生した場合の対応 ・利用者から要望があった場合の対応等
7	安全管理方法 ・医療安全対策 ・個人情報や業務上知り得た情報などの情報保全対策 ・金銭管理方法 ・防犯・防災対策等
8	感染管理方法 ・感染対策 ・清掃、ゴミ・廃棄物の処理等
9	従業員管理 ・従業員の健康管理、身元管理等 ・人員配置及び教育、指導方針等
10	会社概要 (1) 本社所在地 (2) 設立年月日 (3) 資本金 (4) 社員数 (5) 店舗（事業所）数及び他病院での運営実績 (6) 売上高（令和4年度）
11	その他のアピールできる事項

業 務 確 約 書

令和 年 月 日

防衛医科大学校病院事務部病院運営課長 殿

「防衛医科大学校病院における公衆電話機の設置及び経営」の業務の応募に関し、仕様書に定める業務を適正に履行できることを確約致します。

本社（店）所在地

商号又は名称

代表者の氏名

印

担当者氏名：

電 話：

F A X：

E-mail：

※ 商号、代表者及び担当者氏名にフリガナを、申請印は登録印を使用してください。

質 疑 書

会 社 名	
担当者名	
電 話	
F A X 等	
質問事項	